

津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月11日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町条例第16号

津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年津幡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号及び第3号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。